鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥へルペスウイルス) 凍結生ワクチン(2価 MD 生ワクチン(HVT+SB-1))

1. 概要

(1) 品目名:鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)

凍結生ワクチン

商品名: 2 価 MD 生ワクチン (HVT+SB-1)

(2) 用途:鶏のマレック病の予防

本剤は、鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルス FC-126 株、鶏胚初代細胞培養非腫瘍原性マレック病ウイルス SB-1 株¹を主剤とし、安定剤として L-グルタミン、ベンジルペニシリンカリウム、硫酸ストレプトマイシン、凍害防止剤としてジメチルスルホキシドを使用した凍結生ワクチンである。

今般の残留基準の検討は、本ワクチンが動物用医薬品として承認を受けた後、 所定の期間(6年)が経過したため再審査申請がなされたことに伴い、内閣府 食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

(3) 有効成分: 鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルス FC-126 株及び鶏胚初代 細胞培養非腫瘍原性マレック病ウイルス SB-1 株

(4) 適用方法及び用量

凍結ワクチンを素早く融解し、所定の溶解溶液で溶解し、18~19 日齢卵に 0.05 mL/個を接種する。

(5) 諸外国における使用状況 本ワクチンは、米国において承認され、使用されている。

2. 残留試験結果

対象動物における主剤等の残留試験は実施されていない。

3. 許容一日摂取量(ADI)評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106005号により、食品安全委員会あて意見を求めた鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥へルペスウイルス)凍結生ワクチンに係る食品健康影響評価については、以下の

-

¹ 血清型 2

マレック病ウイルス(MDV)はヘルペスウイルス科、アルファヘルペスウイルス亜科に属する。血清型は腫瘍原性をもつ血清型1、腫瘍原性をもたない血清型2の2種類(MDV1、MDV2)²あり、さらに抗原的に類似した非病原性の七面鳥ヘルペスウイルス(HVT)³が血清型3として分類されている。感染性のウイルスが鶏の羽包上皮細胞で増殖し、羽毛、フケに付着して排出され、経気道感染によって感染、伝播する。ウイルス株によって病原性が異なり、主に末梢神経病変を形成し、死亡率10%程度のものから、神経病変の他内臓に腫瘍を形成し、死亡率が高いものまで様々なものが知られている。内臓型のものを急性マレック病と呼ぶこともある。1960年半ばから国内で流行し、家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病に指定されている。

MDV1、MDV2あるいはHVTの発生農場における従事者に対するリスクはないと考えられており、また人獣共通感染症とは見なされていない。

安定剤として使用されているL-グルタミンは既存添加物であり、ベンジルペニシリンカリウム及び硫酸ストレプトマイシンは過去にワクチンの添加剤としての観点から評価され、ワクチンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると評価されている。凍害防止剤として使用されているジメチルスルホキシドは、EUにおいてMRLの設定は不要とする物質に分類されている。

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされている。

鶏に対する安全性について、承認時まで及び調査期間中に23,839,982個の受精卵、225,279羽のふ化後飼育例について調査が実施され、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされている。

上記のように、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

_

² Marek's disease virus type1, Marek's disease virus type2

³ Herpesvirus of turkeys